

令和8年度深浦町における障害者就労施設等からの 物品等の調達方針

令和8年4月7日

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定めます。

1 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、深浦町の町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局とする。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等とする。

- ・就労継続支援事業所（B型）

3 調達の対象品目

本町において障害者就労施設等から調達をする物品等については、以下のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、町が調達可能な物品であれば対象とする。）

- ・物品（食料品等）

4 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和8年度に本町が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。

優先調達の目標額 5千円以上

5 調達の推進方法

(1) 本町は、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入等についての情報を収集し、これらの情報を基に、適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。

(2) 障害者就労施設等への優先調達あたっては、イベント、会議等での軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

6 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、翌年度6月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉課とする。ただし、調達については、適用部署にて直接発注する。